

平成20年第3回小金井市教育委員会定例会議事日程

平成20年3月27日(木)

午後1時30分開会

開催日時	平成20年3月27日	開会 1時30分 閉会 2時36分	
場 所	小金井市役所第二庁舎 801会議室		
出席委員	委員長 伊東 浄堯 委員長職務 代理者 亙理千鶴子 委 員 菊地 邦夫	委 員 伊藤 恒子 教 育 長 向井 一身	
欠席委員			
説明のため出席した者の職氏名	学校教育部長 本多 龍雄 生涯学習部長 石川 明 庶務課長 北村 高 学務課長 福田 協司 指導室長 富士道正尋 指導主事 浜田 真二 指導主事 風見 由起夫	生涯学習課長 伊藤 信之 兼生涯学習係長事務取扱 スポーツ振興課長 林 文男 図書館長 田中 肇 公民館長 中嶋 登 庶務課長補佐 淀川 章 兼庶務係長	
調 製	庶務課庶務係主任 山内 和子		
傍聴者人数	0名		

日程	議 題	
第 1		会議録署名委員の指名
第 2	代 処 第 1 号	小金井市立学校設備使用条例及び小金井市義務教育就学猶予免除者等にかかる教育助成金支給条例の一部を改正する条例
第 3	議 案 第 2 号	小金井市教育委員会の基本方針及び平成 2 0 年度教育施策について（継続審査）
第 4	議 案 第 4 号	学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う小金井市教育委員会関係規則の整理に関する規則
第 5	議 案 第 5 号	小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則
第 6	議 案 第 6 号	小金井市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
第 7	議 案 第 7 号	学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う小金井市教育委員会関係規程の整理に関する規程
第 8	議 案 第 8 号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う小金井市教育委員会関係規程の整理に関する規程
第 9	議 案 第 9 号	統括指導主事の配置に伴う小金井市教育委員会関係規程の整理に関する規程
第 1 0	議 案 第 1 0 号	小金井市立清里少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則
第 1 1	議 案 第 1 1 号	小金井市図書館協議会委員（補欠）の委嘱について
第 1 2	議 案 第 1 2 号	第 2 3 期小金井市体育指導委員の委嘱について
第 1 3	議 案 第 1 3 号	小金井市文化財保護審議会委員の委嘱について
第 1 4	報 告 事 項	1 平成 2 0 年第 1 回小金井市議会定例会について 2 学校給食の調理委託について 3 その他 4 今後の日程について

伊東委員長 ただいまから、平成20年第3回小金井市教育委員会定例会を開会する。

日程第1、会議録署名委員の指名。本日の会議録署名委員は、伊藤委員と菊地委員にお願いする。

(委員一同異議なく、上記2名が選出された。)

伊東委員長 日程第2、代処第1号、小金井市立学校設備使用条例及び小金井市義務教育就学猶予免除者等にかかる教育助成金支給条例の一部を改正する条例を議題とする。

提案理由の説明をお願いします。

向井教育長 本案は、学校教育法の一部改正に伴う規定の整備であるが、教育委員会を開催するいとまがなかったため、代理処理をしたものである。

細部については担当から説明する。よろしくご審議の上、ご承認賜るようお願いを申し上げます。

北村庶務課長 細部につきご説明する。

学校教育法等の一部を改正する法律の公布、施行により、小金井市立学校設備使用条例及び小金井市義務教育就学猶予免除者等にかかる教育助成金支給条例の2件が、法律改正による引用の条番号等に移動が生じたため、改正の必要が生じたものである。

新旧対照表をごらんいただきたい。最初に、小金井市立学校設備使用条例の第2条である。学校教育法上の学校施設の社会教育への利用を規定する条文である。本改正により137条に移動してあるので、そのとおり改正するものである。

またあわせて、用語の整備として、「教育委員会は」を文頭にして、ただし書きの後ろに点を打ち、「ただし、法令」に、また、「この限りで」の前に点を打ち、「この限りで」としてある。

次に、小金井市義務教育就学猶予免除者等にかかる教育助成金支給条例である。学校教育法上で、病弱、発育不全、その他やむを得ない事由のため就学困難と認められる者の保護者に対する就学義

務の猶予、または免除することができる旨規定する条文であるが、改正により第18条となったので、そのとおり改正するものである。

第2条である。学校教育法上、改正前は学齢児童につき「子女」という用語を用いていたが、改正により「子」に変わっているので、あわせて整備を行うものである。

本条例の改正については、さきの平成20年第1回小金井市議会定例会において、3月24日に可決されている。

説明については以上である。

伊東委員長

説明が終わった。ご質問はあるか。

それでは、お諮りする。代処第1号、小金井市立学校設備使用条例及び小金井市義務教育就学猶予免除者等にかかる教育助成金支給条例の一部を改正する条例については、原案どおり承認することにご異議ないか。

(委員一同異議なしの声)

伊東委員長

異議なしと認める。よって、本案は承認と決定した。

日程第3、議案第2号、小金井市教育委員会の基本方針及び平成20年度教育施策についてを議題とする。

本案は前回からの継続審査である。

教育長から説明を求める。

向井教育長

前回ご議論いただいた内容を踏まえ、一定、修正案があるので、ご審議いただきたいと思う。

細部については担当から説明する。

富士道  
指導室長

先回ご論議いただいて、大きく4点ご意見をいただいたかと思う。1つは、この中身について小金井らしさというものを明確に打ち出しをすること。2つ目には、具体的なわかりやすさというものが必要ではないか。3つ目については、地域との連携を図るといような文言を入れること。4点目については、内容の重なり等についてはしっかり整備をするというようなご意見かと思う。それについて今回、修正案を策定いただいた。お手元に、左側が新、右側が旧と書いてあるA3判のものがある。

まず基本方針であるが、1については、新旧ともこの四角枠の中の方針について変更はない。人権尊重の精神、そして社会貢献の精神、この2つを育成するということが第一として掲げてある。

その裏面であるが、基本方針2である。この方針2は個性と創造力の伸長という方針であるが、この中で、特に今回、文言の重なり of 整理ということでさせていただいた。今までは、前半部分であるが、子供たち一人一人の思考力、判断力、表現力などの資質・能力を育成することが求められるというような文言があった。これは、いわゆる学力にもかかわる内容でもあるので、これを基本方針3のほうへ移すとともに、この2の中では、新のほうを見ていただきたいが、子供たち一人一人の豊かな人間性という部分を先に持っている。

そして、基本方針3であるが、これまで信頼される学校づくりと総合的な教育の育成という文言があった。これを信頼される学校づくりと確かな学力の確立というようなことで、もう少し具現化した形にして、文言もそれにかかわる、先ほど3に移したと申し上げた思考力、判断力、表現力等のキーワードもこちらに移してある。

さて、中身であるが、1つは、特にわかりやすさということで、言葉の中に、例えば基本方針1であるが、新のほうでは、アンダーラインを引いてある。例えば(2)の③であるが、家庭、学校、地域の連携の下に、道徳授業地区公開講座の充実を図るというような具体的なものを掲げてあったり、また、⑤ではスクールカウンセラーの派遣という具体的な施策のものを入れさせていただいた。さらに、裏面の基本方針2のほうでは、(1)の①では学校図書館補助員を派遣するなど、それから、②では学校に外国人英語指導助手を派遣する等を含めて、具体的な事例の入れ込みをさせていただいた。

それから、小金井らしさについては、例えば基本方針2であるが、学校図書館補助員の派遣についてもそうであるし、小学校においての外国人英語指導助手を派遣している事業というようなもの、それから、④にいくと、小学校理科支援員、これは全国的に行っているが、本市の場合には地元の大学との連携を図りながら進めている事業であるし、連合音楽会、連合作品展についても長い歴史の中で培ってきた小金井らしさの分野である。また、⑥の情報教育アドバイザーの派遣についても小金井独自で進めていることである。さまざま

まこうような形で具体的なもの、小金井らしさというものを  
入れさせていただいた。

また、特に地域との連携を図り、ここは基本方針3の(3)にあ  
るが、信頼される学校づくりの推進の中に、具体的に、家庭、学校、  
地域が連携・協力したというような文言も入れさせていただいた。

そして、内容の重なりについては、先ほど基本方針2のところ  
には、豊かな人間性を育てるというふうに焦点を絞ったものを文言を  
固めて、逆に方針3のところでは、確かな学力というところで新た  
な(1)を設けながら、前後を整理させていただいた。

学校教育関係は以上である。

伊藤生涯  
学習課長

基本方針4の部分である、旧版では、子供たちの健やかな成長を  
社会全体で支えるとともに、市民一人一人が生涯にわたって学び、  
社会に貢献できるようにすることが求めていると記述して  
あったが、やはり全市民に焦点を当てて施策を展開すべきではない  
かというご意見をいただいた。私どもで検討した結果、確かにその  
とおりであるので、新案のように、市民一人一人が生涯にわたって  
学び、その成果を社会に還元するとともに、子供たちの健やかな成  
長を社会全体で支えることが求められている、このように直して、  
全市民への施策の展開と、社会参加を求めていくということを強く  
打ち出した形に変えさせていただいた。

田中図書館長

(6) 図書館活動の充実についてというのは、前回、内容につ  
いてわかりにくいというふうなご指摘をいただいた。それは変えさせ  
ていただきたいと思っている。①と②を、②の市民要望のほうが少  
し重みがあるのかなというふうに思い、順番を入れかえさせていた  
だいた。それで、「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」というふ  
うなことにして、②のほうに具体的にインターネット環境の整備や  
電子資料の活用を検討しというふうに文言を入れさせていただいた。

以上である

伊東委員長

資料説明が終わったが、ご質問、ご意見をいただきたいと思う。  
何かあるか。

- 菊地委員 具体的になってわかりやすくなってきたことは、いいと思う。
- 伊東委員長 ありがとう。  
ほかにはあるか。
- 伊藤委員 基本方針2番と3番が非常に明確になって、内容が豊かになったように思う。ありがとう。
- 亘理委員長  
職務代理者 基本方針4も、明確になってよかった。
- 伊東委員長 ほかには何か注文はあるか。
- 菊地委員 具体的になったので、よくなったと思う。
- 伊東委員長 そうすると、これをもとに今度はより具体的に行動に、事業計画に移っていくということになるわけである。  
このように訂正されてきたが、皆さん、提案された内容でいかがか。  
それでは、お諮りする。議案第2号、小金井市教育委員会の基本方針及び平成20年度教育施策についてについては、修正した案のとおり決定してよろしいか。
- (委員一同異議なしの声)
- 伊東委員長 異議なしと認める。よって、本案は修正した案のとおり決定した。  
ありがとう。  
日程第4、議案第4号、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う小金井市教育委員会関係規則の整理に関する規則を議題とする。  
提案理由の説明をお願いします。
- 向井教育長 学校教育法等の改正により、副校長など新たな職の設置が規定されたこと、また、教育活動その他の学校運営の状況についての評価等について、いわゆる学校評価が規定されたことから、小金井市立

学校の管理運営に関する規則及び小金井市立学校の運動施設の開放に関する規則について、所要の改正をする必要があるため、本案を提出するものである。また、授業時数の確保のため、学校休業日の変更、そして、学校行事を実際の表記に合わせるため、用語の整理もあわせて行う。

細部については担当から説明する。よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願いを申し上げます。

北村庶務課長

細部につきご説明する。改正の主な内容である。

最初に、副校長等の新たな職の設置である。学校教育法の改正において、学校における組織運営体制や指導体制の確立を図るため、新たに小・中学校に副校長及び主幹教諭等を置くことができる旨規定されたところである。そのことに伴い、副校長に係る条項及び主幹教諭に係る諸規定の整備等をする必要がある。

次に、学校評価に関する規定の整備である。同じく学校教育法の改正において、学校は教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき、学校運営の改善を図るために必要な措置を講ずることにより教育水準の向上に努めること、いわゆる学校評価が規定されたので、係る規定の整備を行う。また、授業時間数を確保するため、来年度より開校記念日を学校休業日から除外するために係る整備等を行うものである。

最初に、小金井市立学校の管理運営に関する規則である。新旧対照表をご覧いただきたい。

第3条の2第4項を削除し、休業日から開校記念日を削除する。

次に第4条である。非常変災、その他窮迫の事情があるときに、校長は臨時に授業を行わないことができる旨定める学校教育法施行規則の条文引用であるが、改正により移動してあるので、そのとおり改正する。

第5条である。校長の責務を定める学校教育法の条文引用であるが、改正により移動してあるので、そのとおり改正するものである。

第6条である。教頭にかえ、法第37条第2項、第5項及び第6項等に基づき、副校長に係る条項を設けるものである。

第6条の2である。現行は法律上の教頭を副校長と称するという整理になっていたわけであるが、法第37条第3項に基づき削除し、変わって、同じく法第37条第2項及び第9項等に基づき主幹教諭



に係る条項を設けるものである。

第7条、主任に係る条項である。主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは、各主任を置かないことができる旨整備するものである。

第12条である。必要な職員として、別表に栄養士、給食調理、一般用務等従事職員を規定するものであるが、法改正により根拠となる法文条項が移動しているので、そのとおり改正するものである。

第16条である。宿泊を伴う学校行事であるが、現在は移動教室として表記してあるので、そのとおり改正するものである。

第25条の3である。法改正及び同法施行規則の改正に基づき、新たに盛り込まれた学校評価に関する規定を整備するものである。

続いて、小金井市立学校の運動施設の開放に関する規則の改正である。様式のうちスポーツ開放団体利用申請書兼承認書、学校保存分の決裁欄の教頭を副校長に改正するものである。

説明については以上である。

伊東委員長

ありがとう。

ただいま説明が終わった。ご質問はあるか。

開校記念日を、ほかの細かいところは法律が改正されたり、文言が整理されたりするわけであるが、これからは開校記念日は休みではなくなるということである。これについて教育委員のご意見はあるか。今、教育長のほうから授業時数を確保するというようなことの話があった。

菊地委員

今までは行事か何かやっていたのか。

伊東委員長

行事か何かやっていたのかという質問があった。

富士道

これまでは休業日だったので、基本的には子どもにとっては、いわゆる休みである。ただし、

指導室長

職員は勤務日であるので、通常、これは学校内で勤務というような変則的な形態が続いていた。

伊東委員長

その他ないか。ほかに質問がないようである。

それでは、お諮りする。議案第4号、学校教育法等の一部を改正

する法律の施行に伴う小金井市教育会関係規則の整理に関する規則については、このとおり可決してもよろしいか。

(委員一同異議なしの声)

伊東委員長 異議なしと認める。よって、本案は原案可決と決定した。  
次に、日程第5、議案第5号、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則を議題とする。  
提案理由の説明をお願いします。

向井教育長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、所要の改正をする必要が生じたため、本案を提出するものである。  
細部については担当から説明する。よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

北村庶務課長 細部についてご説明する。  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正において、法第26条第2項が新設され、教育委員会が責任を持って教育に関する事務を管理、執行する目的として、教育長への事務委任できない事務、いわゆる委任禁止事務が明確化されたことから改正の必要が生じたものである。新旧対照表をご覧いただきたい。  
第2条である。第2条のつくりとして、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任するとなっており、つまり、第2条各号に定める事項が委員会で議決決定する事項となっている。  
第4号である。法第26条第2項第4号では、教育委員会及び委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任命その他の人事に関することは、教育長への委任が禁止と規定された。つまり、委員会の人事全般にわたり委任禁止になったものである。現規定では、いわゆる管理職の人事についてのみを教育委員会にお諮りする形であり、校長、副校長以外の教職員の進退に係る内申及び部課長、課長補佐以外の職員の任命関係については、教育長に委任していたので、それらについても含め、委員会で決定する事項になるように改正するものである。

次に第11号であるが、新たに法第27条に規定された、いわゆ

る教育委員会評価、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価等であるが、こちらについても法第26条第2項第5号において委任禁止と規定されているので、法文どおりの内容で追加するものである。

説明については以上である。

伊東委員長

説明が終わった。いかがか。

では、お諮りする。議案第5号、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則については、原案どおり可決してよろしいか。

(委員一同異議なしの声)

伊東委員長

異議なしと認める。本案は原案どおりと決定した。

日程第6、議案第6号、小金井市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を議題とする。

提案理由の説明をお願いします。

向井教育長

本年4月1日より統括指導主事を新たに配置するに当たり、所要の改正をする必要が生じたため、本案を提出するものである。また、学校教育部学務課の所掌事務を変更する必要がある、規定の整備を併せて行う。

細部については担当から説明する。よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

北村庶務課長

新旧対照表をご覧いただきたい。本年4月1日より統括指導主事を新たに配置するに当たり、教育委員会事務局組織において職制として規定するものである。

第3条第4項、指導主事の設置を定める項に、括弧書きで統括指導主事を含むとする。

次に、第4条関係である。各課・系の事務分掌を別表に定める形になっているが、うち学校教育部学務課において課内の人数配置の変更に伴い、課内の庶務に関することを学務係から保健給食係に移すため、改正するものである。

説明については以上である。

伊東委員長            ありがとうございます。  
説明が終わったが、ご質問はあるか。  
それでは、お諮りする。議案第6号、小金井市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則については、原案どおり可決してよろしいか。

(委員一同異議なしの声)

伊東委員長            異議なしと認める。よって、本案は原案可決と決定した。  
日程第7、議案第7号、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う小金井市教育委員会関係規程の整理に関する規程を議題とする。  
提案理由の説明をお願いします。

向井教育長            主に学校教育法の改正により、副校長など新たな職が設置されたことに伴い、小金井市立学校文書取扱規程及び小金井市立学校事案決定規程、小金井市公立学校職員出勤簿整理規程について、所要の改正をする必要が生じたため、本案を提出するものである。  
細部については担当から説明する。よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

北村庶務課長        最初に、小金井市立学校文書取扱規程である。新旧対照表をご覧いただきたい。こちらについては文書起案簿と、それから起案書の様式を定めているものであるが、決裁欄を教頭から副校長に改正するものである。

続いて、小金井市立学校事案決定規程である。この規程については学校における権限配分と手続、また補助執行に係る事務手続等を規定するものであるが、すべての条にわたり、教頭を副校長に、主幹を主幹教諭に置きかえるものである。

最後に、小金井市公立学校職員出勤簿整理規程である。第2条は出勤簿整理者を定める条であるが、教頭を副校長に改正する。

続いて、第4条関係の別表であるが、出勤簿に表示する区分を定めるものであるが、29項のところは組合役員としての事務従事を示すものであるが、引用法令を法律名どおりに表記するように整備

するものである。

説明については以上である。

伊東委員長 説明が終わったが、他にあるか。

亘理委員長 学校事案決定規程の3ページ目であるが、下から4行目の2番、  
職務代理者 第7条第1項のところが、右も左もなぜ線がかいてあるのかちょっとわからない。「一」の漢字を直したわけか。

北村庶務課長 説明不足で申しわけない。そのまま残っていた部分についてあわせて改正をした。失礼した。

伊東委員長 それでいいか。

亘理委員長 はい。  
職務代理者

伊東委員長 それでは、お諮りする。議案第7号、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う小金井市教育委員会関係規程の整理に関する規程については、原案どおり可決してよろしいか。

(委員一同異議なしの声)

伊東委員長 異議なしと認める。よって、本案は原案どおりと決定した。

日程第8、議案第8号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う小金井市教育委員会関係規程の整理に関する規程を議題とする。

提案理由をお願いする。

向井教育長 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育長の権限に属する事務の一部委任規程及び小金井市教育委員会事務決裁規程について、所要の改正をする必要が生じたため、本案を提出するものである。

細部については担当から説明する。よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

北村庶務課長 最初に、教育長の権限に属する事務の一部委任規程である。新旧対照表をご覧いただきたい。教育長の権限事務を事務局職員または学校等に委任する旨の根拠条文であるが、改正により法第26条第2項から第3項に移動してあるので、そのとおりに改正するものである。

次に、小金井市教育委員会事務決裁規程である。第7条は教育長の決裁を規定するものであるが、先ほど議案第5号、小金井市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則でご説明申し上げたとおり、法律の改正において教育委員会等の人事全般に関し、教育長への委任は禁止されているので、人事に関する号である3号及び4号につき削除するものである。また、7号については、教頭会を副校長会に改めるものである。

説明については以上である。

伊東委員長 説明が終わったが、ご質問はあるか。

それでは、お諮りする。議案第8号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う小金井市教育委員会関係規程の整理に関する規程については、原案どおり可決してよろしいか。

(委員一同異議なしの声)

伊東委員長 異議なしと認める。よって、本案は原案可決と決定した。

次に、日程第9、議案第9号、統括指導主事の配置に伴う小金井市教育委員会関係規程の整理に関する規程を議題とする。

提案理由の説明をお願いします。

向井教育長 統括指導主事の配置に当たり、小金井市教育委員会事務局処務規程、小金井市教育委員会児童・生徒表彰規程及び「もくせい教室」設置規程について、所要の改正をする必要が生じたため、本案を提出するものである。

細部については担当から説明する。よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願いする。

北村庶務課長 最初に、小金井市教育委員会事務局処務規程である。新旧対照表をご覧ください。第5条の見出しを指導主事及び統括指導主事の職責に改め、文中の指導主事を括弧書きで統括指導主事を含むにする。

次に、小金井市教育委員会児童・生徒表彰規程である。第8条は審査会の構成メンバーを示す条であるが、6号を同じく、指導主事を括弧書きで統括指導主事を含むにする。また、2号が生涯教育部長になっていたのが、現在の役職名どおり生涯学習部長と改める。

最後に、「もくせい教室」設置規程であるが、こちらも同様に、第6条、入級委員会の構成メンバーについて、教頭を副校長に、指導主事を括弧書きで統括指導主事を含むにする。

説明については以上である。

伊東委員長 説明は終わった。ご質問はあるか。

お諮りする。議案第9号、統括指導主事の配置に伴う小金井市教育委員会関係規程の整理に関する規程について、原案どおり可決してよろしいか。

(委員一同異議なしの声)

伊東委員長 異議なしと認める。よって、本案は原案どおりと決定した。

次に、日程第10、議案第10号、小金井市立清里少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則を議題とする。

提案理由の説明を願う。

向井教育長 提案理由である。中国残留邦人等が置かれている特別な事情に鑑み、新たな支援が地域社会の中で必要とされているため、小金井市立清里少年自然の家条例施行規則の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものである。

細部については担当から説明する。よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

伊藤生涯学習課長 小金井市立清里少年自然の家条例施行規則の一部を改正するに当たり、中国残留邦人等に対する各種減免措置についてもお願いしている。そのため、第5条の利用料金の減額又は免除のところ、特

定中国残留邦人等に対する支援給付を受けている世帯を追加挿入するものである。

以上である。

伊東委員長

説明が終わった。ご質問はあるか。

それでは、お諮りする。議案第10号、小金井市立清里少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則については、原案どおり可決してよろしいか。

(委員一同異議なしの声)

伊東委員長

異議なしと認める。よって、本案は原案どおりと決定した。

日程第11、議案第11号、小金井市図書館協議会委員(補欠)の委嘱についてを議題とする。

提案理由の説明をお願いします。

向井教育長

提案理由である。小金井市図書館協議会委員は、平成19年10月31日をもって任期満了となり、その際、新たな委員を委嘱したところであるが、今回、補充をする必要が生じたため、本案を提出するものである。

細部については担当から説明する。よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

田中図書館長

議案第11号についてご説明する。

先に、図書館協議会委員について、11月20日付で第5号市民公募委員のうち1名の欠員が出たと報告していたところである。欠員委員の補充について市報1月15日号で募集し、3名の方から応募があった。「図書館に期待するもの」と題した論文審査及び応募者全員の面接を2月12日に実施し、論文及び面接の評価点により川口真理子さんを選出した。このことにより、第10期図書館協議会委員名簿が別紙のとおり変更になった。平均年齢は51.3歳から53歳、男女比については女性6人、男性4人と変更はない。

承認をいただければ市報4月15日号で委員の選任をお知らせし、4月24日に開催される図書館協議会で委嘱を予定している。

以上である。



伊東委員長           ただいま説明が終わったが、よろしいか。  
それでは、お諮りする。議案第11号、小金井市図書館協議会委員（補欠）の委嘱について、原案どおり可決してよろしいか。

（委員一同異議なしの声）

伊東委員長           異議なしと認める。よって、本案は原案可決と決定した。  
日程第12、議案第12号、第23期小金井市体育指導員の委嘱についてを議題とする。  
提案理由のご説明をお願いします。

向井教育長           提案理由である。平成20年3月31日付をもって小金井市体育指導委員の任期が満了となることに伴い、新たな委員を委嘱する必要が生じたため、本案を提出するものである。  
細部については担当から説明する。よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

林スポーツ  
振興課長           議案第12号についてご説明する。  
第22期体育指導委員が平成20年3月31日をもって任期満了となるため、新たに第23期の体育指導委員候補者の選考を行ってきたが、別紙、第23期小金井市体育指導委員候補者名簿のとおり候補者が決定した。定数については小金井市体育指導委員に関する規則で25人以内、教育委員会が委嘱すると規定されており、選任については小金井市体育指導委員選任要綱に、団体推薦として小金井市体育協会が10人、事務局推薦としてスポーツ振興課が15人を候補者として選出すると規定されている。

次に、資料をごらんいただきたいと思う。第23期の任期は平成20年4月1日から平成22年3月31日まで、男女比は男性14人、女性11人、平均年齢は53.2歳となっている。また、再任20人、新任は5人となっている。

次に、訂正をお願いしたいが、6番、職業別とあるが、特技別と訂正をお願いします。以後、このようなことがないように十分注意する。改めて特技別であるが、ごらんのとおりとなっている。

以上で説明を終了させていただく。25人の候補者について、体

育指導委員に委嘱していただくようお願いする。

伊東委員長       ただいま、第23期の体育指導委員の候補が25人いるが、質問はあるか。

                  体育指導委員には何期までとか、そういう規定はあるのか。

林スポーツ  
振興課長       そのような規定はない。

伊東委員長       それでは、お諮りする。議案第12号、第23期小金井市体育指導委員の委嘱について、原案どおり可決してよろしいか。

(委員一同異議なしの声)

伊東委員長       異議なしと認める。よって、本案は原案可決と決定した。  
                  日程第13、議案第13号、小金井市文化財保護審議会委員の委嘱についてを議題とする。

                  提案理由の説明をお願いします。

向井教育長       提案理由である。平成20年3月31日付をもって小金井市文化財保護審議会委員の任期が満了となることに伴い、新たな委員を委嘱する必要が生じたため、本案を提出するものである。

                  細部については担当から説明する。よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げます。

伊藤生涯       議案第13号についてご説明申し上げます。

学習課長       平成20年3月31日をもって小金井市文化財保護審議委員が任期満了となるため、別紙のと通りの候補者を挙げたものである。

                  委員であるが、赤澤英二候補であるが、東京学芸大学名誉教授である。日本美術史、中世絵画を専門としている。仏像等の有形文化財にも造詣が深い方である。この間、昭和46年10月から平成18年3月まで文化財専門委員としてご協力をいただいている。

                  山口桂三郎候補である。立正大学名誉教授であり、日本美術史、それから国際浮世絵学会会長の職にある。昭和58年10月から文化財専門委員としてご協力をいただいている。

阿部猛候補であるが、元東京学芸大学学長で、古代・中世日本史が専門である。小金井市史編さん委員の委員長職を務めていただいている。昭和60年10月から文化財専門委員としてご協力をいただいている。

嶋下勇候補であるが、小金井史談会会長で、郷土史、地域の歴史や文化に大変詳しく、その保護についても見識を持っている。平成9年10月から文化財専門委員としてご協力をいただいている。

田中鶴代候補である。元東京農工大学繊維博物館の元助教授であり、高分子化学・博物館、それから伝統織物技術や情報整理学等博物館活動に見識を持っている。平成15年10月から文化財専門委員としてご協力をいただいている。

二宮修治候補であるが、東京学芸大学教授で、文化財保存科学、黒曜石の産地同定や金属等の成分分析のほか、文化財の保護にも大変深い造詣をお持ちである。平成18年4月から文化財保護審議委員としてご協力をいただいている。

最後に福嶋司候補であるが、東京農工大学工学部教授で、植物生態管理学がご専門である。東京都環境局の玉川上水植生管理計画策定委員長を務めている。平成18年4月から文化財保護審議委員としてご協力をいただいている。

以上である。

伊東委員長

ただいま説明が終わったが、質問はあるか。  
この保護審議会委員の第2期というのは。

伊藤生涯  
学習課長

平成18年までは文化財専門委員ということでお願いをしていたが、独任制から合議制の審議委員会へ変わったのが平成18年4月からであり、今年度の4月から2期目ということである。

伊東委員長

それでは、お諮りする。議案第13号、小金井市文化財保護審議会委員の委嘱について、原案どおり可決してよろしいか。

(委員一同異議なしの声)

伊東委員長

異議なしと認める。よって、本案は原案可決と決定した。  
次に、日程第14、報告事項に移る。順次、担当から説明をお願い

いする。

本多学校  
教育部長

報告事項1、平成20年第1回小金井市議会定例会についてご報告させていただきます。

平成20年第1回小金井市議会定例会は2月21日に開会し、3月24日に閉会した。今定例会には市長提出案件として、平成20年度施政方針、報告2件、平成19年度補正予算7件、平成20年度当初予算7件、条例の制定1件、条例の一部改正9件、規約の一部改正1件、計25件となっている。その結果、提出された案件はすべて原案可決された。

教育関係では、小金井市立学校設備使用条例及び小金井市義務教育就学猶予免除者等にかかる教育助成金支給条例の一部を改正する条例の議案を提案していた。これは学校教育法の一部改正に伴う引用条文の条ずれに伴う改正である。

なお、今定例会における一般質問については、2人の議員から通告があった。教育関係では、学校の安全確保について、防災意識のさらなる高揚として、中学生の参加型防災訓練を全中学校に広げないかの項目について質問があった。質疑の詳細については、報告事項1資料として配付させていただいたので、後ほどお読みいただきたいと思う。

以上で報告を終わる。

伊東委員長

ありがとう

何かあるか。

報告事項2、学校給食の調理委託について願います。

本多学校  
教育部長

報告事項2、学校給食の調理委託について報告させていただきます。

小金井市は、行財政改革の一環として中学校給食調理業務の民間委託を平成18年9月から第一中学校、第二中学校の2校で実施してきたが、新たに平成20年4月から東中学校、緑中学校、南中学校の3校で実施する。市教育委員会では2月に中学校給食調理業務の民間委託に伴う説明会を中学校3校で開催し、保護者等20の方が参加され、委託に至る経緯を初め、民間委託の基本的考え方などを説明した。また、業者の選定については、競争入札ではなく、プロポーザル方式で実施し、東中学校と緑中学校の2校については

シダックスフードサービス株式会社に、南中学校は株式会社メフォ스에委託することに決定している。これで全中学校の学校給食調理業務が、直営から民間委託になる。

以上で報告を終わる。

伊東委員長

いいか。

報告事項3、その他、あるか。

田中図書館長

図書館エレベーターの改修工事完了について報告させていただく。

平成19年6月12日、地下階でエレベーターを呼んだところ、停止位置にとまらず、床下部の緩衝機にぶつかって、衝撃音を伴い停止した。昭和50年の開館以来、32年を経過し、老朽化しているため、これまでもたびたびふぐあいを生じていたが、今回、この事態を重く受けとめ、7月20日からエレベーターの利用を書籍など物の運搬のみと限定して使用してきた。平成19年9月の第3回市議会で補正を提出し、エレベーターリニューアル工事予算を議決していただき、平成20年3月3日からエレベーターの工事を行ってきたが、3月17日に改修工事が完了し、26日に工事完了の検査を行った。この間、エレベーターを必要とされる利用者の方々にご不便をおかけしたことを深くお詫びするとともに、報告にかえさせていただく。

以上である。

伊東委員長

ありがとう。

その他あるか。

林スポーツ

スポーツ振興課から2点ご報告する。

振興課長

初めに、東京国際スリーデーマーチについて、現在までの進捗状況について簡単にご報告する。

東京国際スリーデーマーチは、5月3日、4日、5日の開催に向け準備を進めている。申し込みを既に開始しており、市内の各施設でも申込書を配布している。3月25日には第2回の主催市実行委員会を開催し、地域での案内、会場での出店団体などを決定している。また、大会当日の運営の補助をお願いする中学生ボランティアをことしも募集する予定で、4月の校長会で説明して、募集のチラ

シを配布する予定となっている。

以上である。

続いて、栗山公園健康運動センタープールにおけるレジオネラ菌の発生についてご報告する。

本年2月27日に多摩府中保健所が実施した水質検査の結果、レジオネラ菌が検出されたと3月6日に報告があった。保健所職員との事情聴取をする中で、保健所の見解としても、日常の水質管理上の問題とは考えにくく、昨年12月からことしの1月にかけて実施したプール天井改修工事の期間中、プールを休場したことで、再開の際は消毒・清掃等を行うが、目に見えない配管やろ過器のどこかに水がたまり、発生したのではないかとのことだった。また、対応としては、保健所としても直ちにプールを休場しなくてもよいが、改善の措置をとり、再検査を受けるようにとのことであった。

実際の対応としては、報告を受けた翌3月7日からプールを休場して、3月11日に業者による消毒・洗浄の作業を行った。翌12日に保健所の再検査を受け、19日に菌の不検出という結果が出たので、翌20日からプールの営業を再開した。今後は水質管理をより徹底するとともに、工事等で休場する際には徹底した消毒・洗浄を実施し、利用者に迷惑がかからないようにしていきたいと考えている。

以上である。

伊東委員長            その他あるか。

中嶋公民館長        貫井南分館耐震補強工事に係る一時閉館である。

工事期間は平成20年5月29日から9月30日、一時閉館は7月28日月曜日から9月15日月曜日を予定している。公共施設予約システムにより、4月20日以降、7月分の部屋予約となるので、4月「月刊公民館」、4月1日からのホームページ、また4月15日号市報に掲載し、周知してまいる。なお、館内にポスターとかチラシ等を遺漏なく措置していきたいと思う。

以上である。

伊東委員長            その他、ほかにあるか。

報告事項4、今後の日程についてお願いします。

淀川庶務  
課長補佐

教育委員会の今後の日程についてご報告する。

3月31日月曜日午後2時から、庁議室において、退職校長が市長へのあいさつに訪れる。全委員のご出席をお願いする。4月1日火曜日午後1時から、教育委員会臨時会を第五会議室で開会予定である。同日午後1時30分から、庁議室において、新補・転補校長、副校長の辞令伝達式及び市長へのあいさつがある。全委員の出席をお願いする。4月2日水曜日午後1時30分から、臨時校長会・副校長会を801会議室で開会予定である。全委員のご出席をお願いする。4月7日月曜日午前10時30分から、小学校の入学式が行われる予定である。4月8日火曜日午前10時から、中学校の入学式が行われる予定である。同日午後1時30分から、平成20年第4回教育委員会を801会議室で開会予定である。4月10日木曜日午後2時から、東京都教育施策連絡会が都庁大会議室で開催予定である。全委員のご出席をお願いする。これについて、従前まで午前10時からとお知らせしてあったが、午後2時からということをお願いしたいと思う。まことに申しわけなかった。同日午後6時から、教育委員会歓送迎会を萌え木ホールで開催予定である。全委員のご出席をお願いする。4月24日木曜日午後2時から、東京都市町村教育委員会連合会第1回理事会が東京自治会館で開催予定である。委員長のご出席をお願いする。5月13日火曜日午後1時30分から、平成20年第5回教育委員会を801会議室で開催予定である。5月16日金曜日午後1時から、関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会及び研修会が、山梨県民文化ホールで開催予定である。全委員のご出席をお願いする。5月21日水曜日午後2時から、東京都市町村教育委員会連合会総会が東京自治会館で開催予定である。全委員のご出席をお願いする。

教育委員会の今後の日程については、以上である。

伊東委員長

ありがとう。

報告事項が終わった。

次に、人事に関する議案がある。本案は小金井市教育委員会会議規則第10条第1項規定の事件に該当するため、非公開の会議が相当と判断するが、委員の皆様、いかがか。

(委員一同異議なしの声)

伊東委員長 全員異議なしと認め、秘密会を開会する。  
休憩する。

休憩 午後2時30分

再開 午後2時35分

伊東委員長 定例会を再開する。  
本日の審議はすべて終了した。  
これをもって、平成20年第3回教育委員会定例会を閉会する。  
どうもありがとう。

閉会 午後2時36分